

平成 25 年 6 月 3 日

会員各位

一般社団法人

日本トンネル専門工事業協会

専務理事 小方康孝



国土交通省「土木工事共通仕様書」の改訂及び「建設機械調達に係る平成 25 年度の主な普及促進施策」について（ご連絡）

標記の件、会員皆様には既にご承知のこととは存じますが、国土交通省 総合政策局 公共事業企画調整課 環境・リサイクル企画室 課長補佐 山下 尚 氏より当協会へ通知が参っておりますので、協会ホームページを利用してご連絡申しあげます。

なお、山下課長補佐様より下記のコメントがございましたので付記致します。

記

- ① 土木共通仕様書は平成 25 年 3 月末に改訂された。トンネル工事中排出ガス対策型建設機械の使用原則については、「オフロード法 2011 年基準適合表示又は 2011 年基準同等適合表示が付されているもの」が追記されている。

資料の 1-1-1-30 環境対策 をご参照下さい。詳しくは国土交通省 HP の URL をご参照下さい。

<http://www.mlit.go.jp/tec/sekisan/sekou.html>

- ② (環境、情報、災害対策に係る)建設機械等の調達(購入)に関する主な普及促進(補助金、融資、税制等)について参考にご案内致します。

なお、当該一覧表は国土交通省 HP のトピックス欄にも掲載されています。

<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/constplan/index.html>

以上

土木工事共通仕様書 ~~(案)~~

平成 25 年 3 月

国 土 交 通 省

第1編 共通編	1-1
第1章 総則	1-1
第1節 総則	1-1
1-1-1-1 適用	1-1
1-1-1-2 用語の定義	1-1
1-1-1-3 設計図書の照査等	1-6
1-1-1-4 施工計画書	1-6
1-1-1-5 コリンズ (CORINS) への登録	1-7
1-1-1-6 監督職員	1-7
1-1-1-7 工事用地等の使用	1-8
1-1-1-8 工事着手	1-8
1-1-1-9 工事の下請負	1-8
1-1-1-10 施工体制台帳	1-9
1-1-1-11 受注者相互の協力	1-9
1-1-1-12 調査・試験に対する協力	1-9
1-1-1-13 工事の一時中止	1-11
1-1-1-14 設計図書の変更	1-11
1-1-1-15 工期変更	1-12
1-1-1-16 支給材料及び貸与品	1-12
1-1-1-17 工事現場発生物	1-13
1-1-1-18 建設副産物	1-13
1-1-1-19 工事完成図	1-14
1-1-1-20 工事完成検査	1-14
1-1-1-21 既済部分検査等	1-15
1-1-1-22 部分使用	1-15
1-1-1-23 施工管理	1-16
1-1-1-24 履行報告	1-17
1-1-1-25 工事関係者に対する措置請求	1-17
1-1-1-26 工事中の安全確保	1-17
1-1-1-27 爆発及び火災の防止	1-19
1-1-1-28 後片付け	1-19
1-1-1-29 事故報告書	1-20
1-1-1-30 環境対策	1-20
1-1-1-31 文化財の保護	1-22
1-1-1-32 交通安全管理	1-23
1-1-1-33 施設管理	1-25
1-1-1-34 諸法令の遵守	1-25
1-1-1-35 官公庁等への手続等	1-28
1-1-1-36 施工時期及び施工時間の変更	1-28

(※)

1-1-1-37	工事測量	1-29
1-1-1-38	不可抗力による損害	1-29
1-1-1-39	特許権等	1-30
1-1-1-40	保険の付保及び事故の補償	1-30
1-1-1-41	臨機の措置	1-31
第2章	土 工	1-32
第1節	適 用	1-32
第2節	適用すべき諸基準	1-32
第3節	河川土工・海岸土工・砂防土工	1-32
1-2-3-1	一般事項	1-32
1-2-3-2	掘削工	1-36
1-2-3-3	盛土工	1-36
1-2-3-4	盛土補強工	1-38
1-2-3-5	法面整形工	1-40
1-2-3-6	堤防天端工	1-40
1-2-3-7	残土処理工	1-40
第4節	道路土工	1-41
1-2-4-1	一般事項	1-41
1-2-4-2	掘削工	1-43
1-2-4-3	路体盛土工	1-44
1-2-4-4	路床盛土工	1-46
1-2-4-5	法面整形工	1-48
1-2-4-6	残土処理工	1-48
	(参照：第1編 1-2-3-7 残土処理工)	1-40
第3章	無筋・鉄筋コンクリート	1-49
第1節	適 用	1-49
第2節	適用すべき諸基準	1-49
第3節	レディーミクストコンクリート	1-50
1-3-3-1	一般事項	1-50
1-3-3-2	工場の選定	1-50
1-3-3-3	配合	1-51
第4節	コンクリートミキサー船	1-52
1-3-4-1	一般事項	1-52
1-3-4-2	コンクリートミキサー船の選定	1-52
第5節	現場練りコンクリート	1-52
1-3-5-1	一般事項	1-52
1-3-5-2	材料の貯蔵	1-52
1-3-5-3	配 合	1-53
	(参照：第1編 1-3-3-3 配合)	1-51
1-3-5-4	材料の計量及び練混ぜ	1-53

第6節 運搬・打設	1-55
1-3-6-1 一般事項	1-55
1-3-6-2 準備	1-55
1-3-6-3 運搬	1-55
1-3-6-4 打設	1-55
1-3-6-5 締固め	1-58
1-3-6-6 沈下ひび割れに対する処置	1-58
1-3-6-7 打継目	1-58
1-3-6-8 表面仕上げ	1-59
1-3-6-9 養生	1-59
第7節 鉄筋工	1-60
1-3-7-1 一般事項	1-60
1-3-7-2 貯蔵	1-61
1-3-7-3 加工	1-61
1-3-7-4 組立て	1-62
1-3-7-5 継手	1-63
1-3-7-6 ガス圧接	1-63
第8節 型枠・支保	1-64
1-3-8-1 一般事項	1-64
1-3-8-2 構造	1-64
1-3-8-3 組立て	1-65
1-3-8-4 取外し	1-65
第9節 暑中コンクリート	1-65
1-3-9-1 一般事項	1-65
1-3-9-2 施工	1-66
1-3-9-3 養生	1-66
第10節 寒中コンクリート	1-66
1-3-10-1 一般事項	1-66
1-3-10-2 施工	1-67
1-3-10-3 養生	1-67
第11節 マスコンクリート	1-68
1-3-11-1 一般事項	1-68
1-3-11-2 施工	1-68
第12節 水中コンクリート	1-69
1-3-12-1 一般事項	1-69
1-3-12-2 施工	1-69
1-3-12-3 海水の作用を受けるコンクリート	1-71
第13節 水中不分離性コンクリート	1-71
1-3-13-1 一般事項	1-71
1-3-13-2 材料の貯蔵	1-71

(参照：第1編 1-3-5-2 材料の貯蔵)	1-52
1-3-13-3 コンクリートの製造	1-71
1-3-13-4 運搬打設	1-72
第14節 プレパックドコンクリート	1-73
1-3-14-1 一般事項	1-73
1-3-14-2 施工機器	1-73
1-3-14-3 施工	1-74
第15節 袋詰コンクリート	1-75
1-3-15-1 一般事項	1-75
1-3-15-2 施工	1-75

1-1-1-29 事故報告書

受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に連絡するとともに、指示する期日までに、工事事務報告書を提出しなければならない。

1-1-1-30 環境対策

1. 環境保全

受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術参事官通達、昭和62年3月30日改正）、関連法令並びに仕様書の規定を遵守の上、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、施工計画及び工事の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。

2. 苦情対応

受注者は、環境への影響が予知されまたは発生した場合は、直ちに応急措置を講じ監督職員に連絡しなければならない。また、第三者からの環境問題に関する苦情に対しては、誠意をもってその対応にあたり、その交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で取り交わす等明確にしておくとともに、状況を随時監督職員に報告しなければならない。

3. 注意義務

受注者は、工事の施工に伴い地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者への損害が生じた場合には、受注者が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避け得なかったか否かの判断をするための資料を監督職員に提出しなければならない。

4. 廃油等の適切な措置

受注者は、工事に使用する作業船等から発生した廃油等を「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」に基づき、適切な措置をとらなければならない。

5. 水中への落下防止措置

受注者は、水中に工事用資材等が落下しないよう措置を講じるものとする。また、工事の廃材、残材等を海中に投棄してはならない。落下物が生じた場合は、受注者は自らの負担で撤去し、処理しなければならない。

6. 排出ガス対策型建設機械

受注者は、工事の施工にあたり表1-1-1に示す建設機械を使用する場合は、表1-1-1の下欄に示す「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」（平成17年法律第51号）に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号）、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程」（平成18年3月17日付け国土交通省告示第348号）もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成18年3月17日付け国総施第215号）に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用しなければならない。

排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着することで、排出ガス対策型建設機械と同等とみなす。ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第1編 共通編 第1章 総則

(X) 受注者はトンネル坑内作業において表1-1-2に示す建設機械を使用する場合は、排出ガス2011年基準に適合するものとして、表1-1-2の下欄に示す「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」（平成18年3月28日経済産業省・国土交通省・環境省令第1号）第16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号のロに定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号）もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成18年3月17日付け国総施第215号）に基づき指定されたトンネル工専用排出ガス対策型建設機械を使用しなければならない。

トンネル工専用排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着（黒煙浄化装置付）することで、トンネル工専用排出ガス対策型建設機械と同等とみなす。ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

表1-1-1

機 種	備 考
一般工専用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル（車輪式） ・ブルドーザ ・発動発電機（可搬式） ・空気圧縮機（可搬式） ・油圧ユニット（以下に示す基礎工専用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの；油圧ハンマ、パイプロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機） ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ホイールクレーン	ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kW以上260kW以下）を搭載した建設機械に限る。
・ <u>オフロード法の基準適合表示が付されているもの又は特定特殊自動車確認証の交付を受けているもの</u> ・ <u>排出ガス対策型建設機械として指定を受けたもの</u>	

表1-1-2

機 種	備 考
(※) <u>トンネル工事中建設機械</u> ・ <u>バックホウ</u> ・ <u>トラクタショベル</u> ・ <u>大型ブレーカ</u> ・ <u>コンクリート吹付機</u> ・ <u>ドリルジャンボ</u> ・ <u>ダンプトラック</u> ・ <u>トラックミキサ</u>	ディーゼルエンジン（エンジン出力30kW以上260kW以下）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外の自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。
・ <u>オフロード法の2011年基準適合表示又は2011年基準同等適合表示が付されているもの</u> ・ <u>トンネル工事中排出ガス対策建設機械として指定を受けたもの</u>	

7. 特定特殊自動車の燃料

受注者は、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたって、燃料を購入して使用するときには、当該特定特殊自動車の製作等に関する事業者または団体が推奨する軽油（ガソリンスタンド等で販売されている軽油をいう。）を選択しなければならない。また、監督職員から特定特殊自動車に使用した燃料の購入伝票を求められた場合、**提示**しなければならない。

なお、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたっては、下請負者等に関係法令等を遵守させるものとする。

8. 低騒音型・低振動型建設機械

受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術参事官通達、昭和62年3月30日改正）によって低騒音型・低振動型建設機械を**設計図書**で使用を義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定（国土交通省告示、平成13年4月9日改正）に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種~~の~~調達が不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種または対策をもって**協議**することができる。

9. 特定調達品目

受注者は、資材、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、事業ごとの特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成15年7月改正 法律第119号。「グリーン購入法」という。）」第6条の規定に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」で定める特定調達品目の使用を積極的に推進するものとし、その調達実績の集計結果を監督職員に提出するものとする。

なお、集計及び提出の方法や、特定調達品目を使用するに際して必要となる**設計図書**の変更については、監督職員と**協議**するものとする。

1-1-1-31 文化財の保護

1. 一般事項

受注者は、工事の施工に当たって文化財の保護に十分注意し、使用人等に文化財の

平成25年度の建設機械の主な普及促進施策

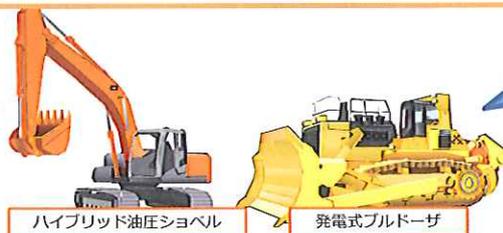
建設機械については、その導入にあたり事業者の経済的負担を軽減するため、補助金・融資・税制といった支援制度が設けられています。特に環境性能に優れた建設機械、情報化が図られた機械機器、災害対策用の建設機械については、普及促進のため、より広範な支援制度が設けられていますので、ご活用下さい。

補助金

- **平成25年度 特殊自動車における低炭素化促進事業（地球温暖化対策）**
 補助対象：ハイブリッドオフロード車等^(※)の新規導入（購入及びリース・レンタル）
 対象者：ハイブリッドオフロード車等を導入する民間事業者
 補助率：通常車両との価格差の1/2（上限130万）
 公募期間等は、環境省水・大気環境局自動車環境対策課まで

(※) オフロード法の基準適合表示が付されたものであって、次の①又は②に該当するもの。
 ① ハイブリッド機構を備えた油圧ショベルであって、「低炭素型建設機械の認定に関する規定」に基づき認定されたもの
 ② 発電式ブルドーザであって、「低炭素型建設機械の認定に関する規定」に基づき認定されたもの

低炭素型建設機械の認定を受けた油圧ショベル・ブルドーザであること



ハイブリッド油圧ショベル

発電式ブルドーザ

特定特殊自動車
排出ガス基準
適合車
特定特殊自動車
排出ガス2011年基準
適合車
オフロード法基準適合表示が付されていること

- **エコリース促進事業補助金制度（地球温暖化対策）**

補助対象：ハイブリッドオフロード車等^(※)のリース
 対象者：ハイブリッドオフロード車等のリース先となる個人事業主、中小企業、又は中堅企業
 補助率：リース料総額の3%
 公募期間等：<http://www.jaesco.or.jp/ecolease-promotion/>

(※) 次のイ、ロ又はハのいずれかの要件に該当するもの。
 イ オフロード法の基準適合表示が付されたものであって、次の①又は②に該当するもの。
 ① ハイブリッド機構を備えた油圧ショベルであって、「低炭素型建設機械の認定に関する規定」に基づき認定されたもの
 ② 発電式ブルドーザであって、「低炭素型建設機械の認定に関する規定」に基づき認定されたもの
 ロ バッテリー式油圧ショベルであって、「低炭素型建設機械の認定に関する規定」に基づき認定されたもの
 ハ 有線式油圧ショベルであって、「低炭素型建設機械の認定に関する規定」に基づき認定されたもの

低炭素型建設機械の認定を受けた油圧ショベル・ブルドーザであること



ハイブリッド・バッテリー式・有線式油圧ショベル

発電式ブルドーザ

特定特殊自動車
排出ガス基準
適合車
特定特殊自動車
排出ガス2011年基準
適合車
原動機を備えるものは
オフロード法基準適合
表示が付されていること

- **建設業災害対応金融支援事業（災害対策）**

補助対象：平成25年1月11日～平成26年2月28日に購入したショベル系掘削機、ブルドーザ及びトラクターショベル
 対象者：国又は地方公共団体と災害協定を締結している地域の建設業団体に加盟している中小・中堅建設企業、若しくは国又は地方公共団体と直接災害協定を締結している中小・中堅建設企業
 補助率：初年度1年分の金利の2/3（上限4%）
 公募期間等：<http://www.kensetsu-kikin.or.jp/saimu/kenki.html>

なお、東日本大震災により、建設機械を減失等をした建設企業が、減失等した機械の代替として購入する場合は、対象機種・購入時期・台数の制限が緩和されます。



ショベル系掘削機

ブルドーザ

トラクターショベル

融資：日本政策金融公庫

○ 環境・エネルギー対策資金（排出ガス対策、地球温暖化対策）

各環境対策型建設機械ごとに、右表のとおり、下記の利率で融資を受けることができます。

【貸付限度】

中小企業事業 7億2千万円
国民生活事業 7千2百万円

例) 中小企業事業の利率
基準利率 : 1.60%
特別利率① : 1.20%
特別利率② : 0.95%
特別利率③ : 0.70%
(5年超6年以内)

建設機械	超低騒音・低振動建設機械	排出ガス対策型建設機械(指定制度)	オフロード法基準適合車	低炭素型建設機械
貸付期間	15年以内			
貸付利率	基準利率	特別利率②	4億円以下 ・特別利率③(軽油19kW以上130kW未満の2011年基準適合車) ・特別利率②(軽油130kW以上560kW未満の2011年基準適合車) ・基準利率(上記以外の軽油・ガソリン・LPG)	特別利率②
			4億円超 ・基準利率	

(参考URL)

https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/15_kankyoutaisaku.html

○ IT活用促進資金（企業活力強化貸付）（情報化施工機器）

情報化施工により、施工の効率化、合理化を図る場合には、当該関連機器（右図①②③等）の購入、賃借の際、(例)日本政策金融公庫の低利・長期の融資制度の対象となります。

本制度は情報化施工機器（建設機械本体を除く）を対象としております。

【貸付限度】

中小企業事業 7億2千万円
国民生活事業 7千2百万円

長期固定の低利融資制度で、特別利率①、基準利率（上青枠内参照）が適用されます。設備を賃借する場合もご利用可能です。

(参考URL)

https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/11_itsikin_m.html

(例) ブルドーザのマシンコントロールシステム



税制：固定資産税（排出ガス対策）

対象：オフロード法2011年基準に適合する軽油19kW以上56kW未満の固定資産税対象車を平成25年9月30日までに購入した者

税率：固定資産税の課税標準を3年間、3/5に軽減

対象
2011年基準
適合表示



税制：所得税、法人税（地球温暖化対策、建設機械全般）

	グリーン投資減税	中小企業投資促進税制
対象	ハイブリッド油圧ショベルを購入した者※1	160万円以上の機械を購入した中小企業者等※1
税率	基準取得価額の7%の税額控除※2※3	又は 基準取得価額の30%特別償却※4
参考URL	http://www.enecho.meti.go.jp/greensite/green/index.html	http://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/corporation/213.htm http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/2012/0403KaiseiToushi.htm

※上表中の制度はいずれか1つのみ適用可能です。

※1：レンタル事業用機械は対象外となります。

※2：基準取得価額の7%または取得年度法人税額の20%のいずれか少ない方が適用されます。

※3：税額控除は中小企業者等のみ（中小企業投資促進税制は、資本金3千万円未満の中小企業等のみ）が対象となります。

※4：リース機械は特別償却を適用できません。

掲載内容は平成25年5月時点のものであり、今後変更となる可能性があります。